

社会福祉法人砂川市社会福祉協議会  
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成28年12月22日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人砂川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事、評議員の他、各委員会の委員をいう。

(報酬)

第3条 役員への報酬は会長に対するものとし、他の役員には支給しない。

2 報酬額は、月額10,000円とする。

3 報酬は、就任した日の属する月の翌月から支給するものとし、退任したときは退任した日の属する月まで支給する。

(費用弁償)

第4条 第2条に定める役員等が招集を受け会議等に出席したときは、費用弁償として1日1,000円を支給する。

ただし、1日のうち2種以上の会議に出席したときは、費用弁償はその一方のみを支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 社協役員等費用弁償支給規程（平成元年 12 月 11 日）及び役員報酬規程（平成 14 年 5 月 29 日）は、廃止する。